

おいしい十和田グルメフェアの参加店を募集します

地産地消による安全・安心と、地元産農産物の魅力発信のため、おいしい十和田グルメフェアを秋に実施します。十和田市産食材を使用した料理を提供できる飲食店を募集しますので、ぜひご応募ください。

フェア期間 10月3日(土)～11月30日(月)

対象 市内に店舗がある飲食店

募集数 30店舗(先着順)

申し込み方法 とわだ産品販売戦略課窓口または電話で申し込みください。

申込期限 5月29日(金)

※メニュー数、金額に制限はありません。フェアのガイドマップを作成し、イベントの宣伝を行います。



十和田ガーリックポークソテー
りんごソースがけ 十和田野菜サラダ添え

マイナンバーカードの出張申請を受け付けします

申問市民課(本館1階3番窓口) ☎⑤6755

10人以上の希望者がいる市内の企業などに職員が訪問し、申請用の顔写真撮影と、一括でマイナンバーカードの申請を行います。カードは後日、自宅に送付しますので、市役所へ行かずにカードを受け取ることができます(申請から交付まで約1カ月半程度かかります)。マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類、e-Taxなどのオンライン申請手続きに利用できますので、申請をお願いします。

受付期間 5月1日(金)～12月25日(金) 午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

(※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期になる場合があります)

対象 市内に事業所がある企業や地域団体(町内会)など

- ・おおむね10人以上の申請希望者がいること
- ・申込団体が会場(屋内)、机、イスなどの準備ができること

申請の要件

- ・市内に住所を有する人
- ・申請者本人(15歳未満の人や成年被後見人は法定代理人も同行)が会場に来ることができること
- ・郵送、スマートフォンなどでマイナンバーカードの交付申請をしていないこと
- ・本人確認書類などの必要書類を持参できること

◆マイナンバー通知カードが廃止されます

5月25日(予定)から通知カードの新規発行、再発行ができなくなります。また、通知カードの記載事項の変更もできません。今後、出生などによるマイナンバーの通知方法は「個人番号通知書」により通知されます。

【通知カード廃止後にマイナンバーを証明できる書類】

- ◆顔写真付きマイナンバーカード
- ◆マイナンバー付き住民票・住民票記載事項証明書
- ◆現在の住所・氏名が記載された通知カード

マイナポイント予約に必要なID設定を支援します

5月1日から市民課に臨時窓口を設置し、マイナポイント予約に必要なID設定を支援します。手続きには、マイナンバーカードと利用者証明用パスワード(数字4桁)が必要となります。

なお、自宅のパソコンを利用してIDを取得するためには、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタとソフトのインストールが必要となります。その他、一部のスマートフォンでも手続きできます。

詳しくは総務省「マイナポイント予約サイト」または、市ホームページをご覧ください。

問 (マイナポイントに関すること) 政策財政課 ☎⑤6711

申問 (ID設定に関すること) 市民課 ☎⑤6755

マイナポイントとは…

消費の活性化、マイナンバーカードの普及・促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的としたもので、マイナポイントの申し込みを行った決済サービスの利用(チャージまたは購入)額に応じて付与されるものです。プレミアム率はチャージ額または購入額の25%で上限5,000円分です。

